

改正案

現行

本人が女性

配偶関係			死別		離別		未婚のひとり親
本人所得			~ 500万円	500万円 ~	~ 500万円	500万円 ~	~ 500万円
扶養親族	有	子	30万円	-	30万円	-	30万円
		子以外	26万円	-	26万円	-	-
	無	26万円	-	-	-	-	

寡婦控除

ひとり親控除

本人が男性

配偶関係			死別		離別		未婚のひとり親
本人所得			~ 500万円	500万円 ~	~ 500万円	500万円 ~	~ 500万円
扶養親族	有	子	30万円	-	30万円	-	30万円
		子以外	-	-	-	-	-
	無	-	-	-	-	-	

寡婦（寡夫）控除

配偶関係			死別		離別	
本人所得			~ 500万円	500万円 ~	~ 500万円	500万円 ~
扶養親族	有	子	30万円	26万円	30万円	26万円
		子以外	26万円	26万円	26万円	26万円
	無	26万円	-	-	-	

配偶関係			死別		離別	
本人所得			~ 500万円	500万円 ~	~ 500万円	500万円 ~
扶養親族	有	子	26万円	-	26万円	-
		子以外	-	-	-	-
	無	-	-	-	-	

住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」の記載がある者は対象外とする
合計所得金額500万円 = 年収678万円